

基発 1001 第 9 号
平成 26 年 10 月 1 日

指定登録機関
公益財団法人 安全衛生技術試験協会
理事長 高橋 哲也 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令
について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 327 号）が、平成 26 年 10 月 1 日に公布され、同日から施行されることになりました。

今回の改正により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額が下記のとおり改定されましたので、周知徹底に御協力を賜るとともに、改正後の手数料の適用について遺漏無きようお願い申し上げます。

記

- 1 労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）第 1 条第 5 号の改正は、安衛法に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録に係る手数料の額について、3 万円から 2 万円に引き下げるものであること。
- 2 作業環境測定法施行令（昭和 50 年政令第 244 号）第 3 条第 4 号の改正は、作環法に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額について、2 万 5 千 8 百円から 2 万円に引き下げるものであること。